

小牧市公式イラスト「織田信長公」の使用に関する要綱

平成26年2月24日
25小城推第221号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市公式イラスト「織田信長公」(以下「イラスト」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 イラストを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、小牧市公式イラスト「織田信長公」使用許可申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校その他の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、イラストの使用を許可し、その旨を小牧市公式イラスト「織田信長公」使用許可(変更)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、第2条の規定により申請された内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、イラストの使用を許可をしないこととし、その旨及びその理由を小牧市公式イラスト「織田信長公」使用不許可通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた使用目的及び使用方法で使用する事。

(2) 市が定めた色、形等の規格に沿って正しく使用する事。

(3) イラストを使用する物件には、「©小牧市」と表記する事。

(4) イラストを使用した物件が完成したときは、速やかに当該物件を市長に提出する事。ただし、物件の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって物件の提出に代えることができるものとする。

(5) 商標、意匠等の登録出願を行わない事。

(6) 使用者は、この要綱に定めるもののほか、別に定めるデザインマニュアルに従う事。

(使用料)

第6条 イラストの使用料は、無料とする。

(許可内容の変更)

第7条 使用者は、許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ小牧市公式イラスト「織田信長公」使用許可変更申請書(様式第4)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき許可の内容の変更が適当と認めたときは、その旨を小牧市公式イラスト「織田信長公」使用許可(変更)通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 第3条第2項及び第4条の規定は、前2項の場合について準用する。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、イラストの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すとともに、その旨及びその理由を小牧市公式イラスト「織田信長公」使用許可取消通知書(様式第5)により使用者に通知するものとする。

(1) 第4条各号に該当すると認められるとき。

(2) 第5条に違反すると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による許可の取消しにより使用者に生じた損害に

ついて、その責めを負わない。

- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、イラストを使用した物件を使用してはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市公式イラスト「織田信長公」の使用に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市公式イラスト「織田信長公」の使用に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。